

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

月刊くろうど

クラウド社会保険労務士事務所

TEL:084-983-1198 e-mail:info@kuroudo-sr.com

2021

10

Vol. 53

- | | | | |
|---|------------------------|---|------------------------|
| 1 | ゆんたくひんたく | 4 | テレワーク等の活用時のマイナンバーの取り扱い |
| 2 | 令和3年度 地域別最低賃金 正式決定! | 5 | 労働関係指標 |
| 3 | 保険者から被保険者に保険証の直接交付が可能に | | |

発行元:クラウド社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目8-27 ポートビル4F

ゆんたくひんたく

秋の空は「天高し」と言われ、高く澄み渡り、星が一層輝きを増し、美しく見えるそうです。夜空の星座を見上げると吸い込まれていくような気がします。

小学校で星座を習い、星に興味を持ち、流れ星が消える前に願い事をするとうとうと聞いて、両手を合わせて流れ星を待ったことを思い出します。子供ながらに神秘的なものを感じたのかもしれない。

それからテレビの星座占いを見たりしていると、いつの間にか星座好きから占い好きに転じ、つい最近、本屋さんで『3年の星占い』を購入しました。2021年から2023年までの12星座占いで、著者の否定的でなく、少し曖昧さがあり、言葉の優しさが気に入って、自分に照らし合わせて愛読しています。

私の場合、何かが起こるかもしれないという不安な気持ちは結局、杞憂となることが多いです。占いはいいことだけを信じ、プラス思考で、すべての出来事が意味のあることだと3年後に振り返れたらいいなと思います。

(箱田)

重要改正 確定

令和3年度の地域別最低賃金の改定状況—すべての都道府県で正式に決定！

令和3年度の地域別最低賃金が正式に決定されました。令和3年7月中旬に中央最低賃金審議会が示した「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」では、ランクを問わず、全国一律で28円引上げの目安が示されましたが、地方最低賃金審議会の判断で、28円を超える引き上げを行う県もありました。発効年月日とともに、最寄りの地域の地域別最低賃金の額をご確認ください。

令和3年度の地域別最低賃金の改定状況の一覧

□ は改定あり(すべての都道府県で改定)

都道府県名	最低賃金時間額(円)		発効年月日	都道府県名	最低賃金時間額(円)		発効年月日
		前年度				前年度	
北海道	889	(861)	令和3年10月1日	滋賀	896	(868)	令和3年10月1日
青森	822	(793)	令和3年10月6日	京都	937	(909)	令和3年10月1日
岩手	821	(793)	令和3年10月2日	大阪	992	(964)	令和3年10月1日
宮城	853	(825)	令和3年10月1日	兵庫	928	(900)	令和3年10月1日
秋田	822	(792)	令和3年10月1日	奈良	866	(838)	令和3年10月1日
山形	822	(793)	令和3年10月2日	和歌山	859	(831)	令和3年10月1日
福島	828	(800)	令和3年10月1日	鳥取	821	(792)	令和3年10月6日
茨城	879	(851)	令和3年10月1日	島根	824	(792)	令和3年10月2日
栃木	882	(854)	令和3年10月1日	岡山	862	(834)	令和3年10月2日
群馬	865	(837)	令和3年10月2日	広島	899	(871)	令和3年10月1日
埼玉	956	(928)	令和3年10月1日	山口	857	(829)	令和3年10月1日
千葉	953	(925)	令和3年10月1日	徳島	824	(796)	令和3年10月1日
東京	1,041	(1,013)	令和3年10月1日	香川	848	(820)	令和3年10月1日
神奈川	1,040	(1,012)	令和3年10月1日	愛媛	821	(793)	令和3年10月1日
新潟	859	(831)	令和3年10月1日	高知	820	(792)	令和3年10月2日
富山	877	(849)	令和3年10月1日	福岡	870	(842)	令和3年10月1日
石川	861	(833)	令和3年10月7日	佐賀	821	(792)	令和3年10月6日
福井	858	(830)	令和3年10月1日	長崎	821	(793)	令和3年10月2日
山梨	866	(838)	令和3年10月1日	熊本	821	(793)	令和3年10月1日
長野	877	(849)	令和3年10月1日	大分	822	(792)	令和3年10月6日
岐阜	880	(852)	令和3年10月1日	宮崎	821	(793)	令和3年10月6日
静岡	913	(885)	令和3年10月2日	鹿児島	821	(793)	令和3年10月2日
愛知	955	(927)	令和3年10月1日	沖縄	820	(792)	令和3年10月8日
三重	902	(874)	令和3年10月1日	全国加重平均額	930	(902)	—

注意！ 使用者が地域別最低賃金額以上の賃金を支払わない場合、最低賃金法第40条により、50万円以下の罰金に処されます。

最低賃金改定への対応はお済みでしょうか。

10月1日より広島県の最低賃金は28円上昇し、899円となりました。

その他の県でも28～32円上昇しています。対応忘れにはくれぐれもご注意ください！

要確認

保険者から被保険者に対して被保険者証を直接交付することが可能に (令和3年10月～)

健康保険制度における被保険者証については、保険者から事業主に送付し、事業主から被保険者に交付することが義務付けられていました。しかし、テレワークの普及等に対応した柔軟な事務手続を可能とするため、令和3年10月1日からは、保険者が支障がないと認めるときは、保険者から被保険者に対して被保険者証を直接交付することが認められることになりました（同制度の高齢受給者証等や船員保険制度の被保険者証等についても同様）。

これを受けて、厚生労働省から、「被保険者証等の直接交付に関するQ&A」を掲載した事務連絡がありました。主要なものを紹介します。（次ページへ続く）

Q 被保険者証等の直接交付が認められるのは、保険者が支障がないと認めるときであるが、この「保険者が支障がないと認めるとき」とは、どのような状況を想定しているのか。

A 事務負担や費用、住所地情報の把握等を踏まえた円滑な直接交付事務の実現可能性や、関係者（保険者・事業主・被保険者）間での調整状況等を踏まえ、保険者が支障がないと認める状況を想定している。

Q テレワークの普及等に対応した事務の簡素化を図るため、被保険者証等の返納についても、事業主経由を省略してよいか。

A 省略できない。改正省令による改正後の健康保険法施行規則においても、被保険者が資格を喪失したとき、その保険者に変更があったとき、又はその被扶養者が異動したときは、事業主は遅滞なく被保険者証を回収して保険者に返納しなければならないこととされている。

★ 企業の事務手続が一つ減ることになりますね。しかし、被保険者証等の返納については、これまでどおり企業を経由して行うことになります。この点には注意が必要です。

重要情報

テレワーク等を活用する場合のマイナンバーの取扱い(個人情報保護委員会)

個人情報保護委員会のホームページにおいて、「注意情報」として、「新型コロナウイルス感染症対策として、事業者等においてテレワーク等を活用する場合のマイナンバーの取扱いについて」というQ&A形式の資料が紹介されています。確認しておきましょう。

.....令和3年9月に追加されたQ&A.....

Q. テレワーク等により自宅においてマイナンバーを取り扱っても問題ないですか。

A. マイナンバーガイドラインの安全管理措置において、「特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（取扱区域）について、事務取扱担当者等以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧等できないよう留意する必要がある」と規定されておりますので、当該措置を適切に講じていれば、自宅において取り扱うことは問題ありません。

このような取扱いが現行の内部規定に抵触するようであれば、規定を見直すなどにより、適切に対応してください。

また、本ガイドラインに加え、当該事業者が遵守すべき法令やガイドライン等がある場合には、当該法令やガイドライン等を所管する団体へ問い合わせるなどにより、適切に対応してください。

なお、担当者が使用するPCや通信環境に十分なセキュリティ措置を施していただくとともに、特定個人情報等が記録された電子媒体等を持ち運ぶ際には、紛失・盗難等を防ぐための方策を講じていただくなど、本ガイドラインで定める漏えい等を防止するための安全管理措置を講ずる必要があることにご留意ください。

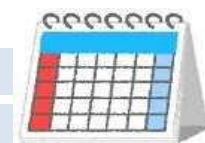


★ たとえば、事務取扱担当者が、自宅の一室で、一人でマイナンバーを取り扱う事務を行うといったことであれば問題はなさそうです。しかし、特定個人情報等が記録された電子媒体等を会社から自宅に持ち運ぶのであれば、その際に漏えいのリスクが発生します。また、自宅から、会社の特定個人情報ファイルを取り扱うことのできる情報システムにアクセスする場合でも、通信環境のセキュリティがしっかりしていないと、漏えいのリスクが発生します。

このように、会社でマイナンバーを取り扱うよりもリスクが高くなることが想像されますので、自宅でマイナンバーを取り扱うことを認めるか否かについては、慎重な判断が求められます。



10/12	● 9月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
11/1	● 9月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 8月決算法人の確定申告と納税・2022年2月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで) ● 11月・翌年2月・5月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで) ● 労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満の7月～9月分の労災事故について) ● 労働保険料の納付(延納第2期分)





労働関係指標

労働関係指標 (2021年7月)

完全失業率 (季節調整値※2)	全国	2.80%	(前月差-0.1ポイント)	有効求人倍率 (季節調整値※2)	全国	1.15倍	(前月差+0.02ポイント)
	広島県	2.40%※1	(前年同期と同率)		広島県	1.36倍	(前月と同率)
就業者数 (季節調整値※2)	全国	6,708万人	(前月差+42万人)	定期給与※3 現金給与総額※4 (現数値)	全国	372,757円	(前年同月比+1.0%)
	広島県	145万人※1	(前年同期比-4千人)		広島県	399,603円	(前年同月比+7.4%)

※1 広島県の完全失業率と就業者数の値は四半期毎に公表されています。今号は、2021年4月～6月平均の値を掲載しております

※2 季節調整値：前月からの変化を適切に捉えるため、季節変動の影響を除いた数値（原数値から季節変動を除去した結果数値）

※3 定期給与：あらかじめ定められている支給条件と算定方法によって支給される給与のこと

※4 現金給与総額：「決まって支給する給与（定期給与）」と「特別に支払われた給与（特別給与）」の合計額

● 2021年7月の福山公共職業安定所管内の雇用失業情勢

2021(令和3年)年9月号を加工して作成

- 有効求人倍率は1.43倍で、前年同月比0.14ポイント低下。
 - ・月間有効求人数は10,703人で、前月比0.0%増加。前年同月比2.7%減少。
 - ・月間有効求職者数は7,468人で、前月比4.0%減少。前年同月比6.6%増加。
- 新規求人倍率は3.03倍で、前年同月比0.21ポイント増加。
 - ・新規求人数は3,690人で、前月比2.4%減少。前年同月比7.9%減少。
 - ・新規求職申込件数は、1,217人で、前月比17.0%減少。前年同月比14.5%減少。
- 就職件数は333人で、前月比14.8%減少。前年同月比8.8%減少。

